十一　発行価格
　イ　価格競争入札発行　額面金額100円につき100円四厘以上のそれぞれの応募価格
　ロ　国債市場特別参加者競争入札発行　額面金額100円につき100円八厘七毛
　　非価格競争入札発行　額面金額100円につき100円

十二　償還期限　平成二十七年十二月二十八日
　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額100円につき100円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十七年九月二十八日

○国土交通省告示第千四十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項柱書き中「定める基準」の下に「及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準」を加え、同項各号を次のように改める。

一　保安基準第９条第２項の告示で定める基準について、自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。

二　保安基準第９条第２項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量3.5ｔ以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）又は車両総重量3.5ｔ以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。）　協定規則第30号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第17改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ロ　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）又は車両総重量3.5ｔを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（80km／ｈ未満の速度に対応する速度区分記号（空気入ゴムタイヤが協定規則第54号に規定するロードインデックスで表示された質量を運搬できる速度を記号で表したものをいう。次号ロにおいて同じ。）によって識別される空気入ゴムタイヤを除く。）　協定規則第54号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ハ　二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（オフロード用に設計されたものであって、「ＮＨＳ」と表示されたものを除く。次号ニにおいて同じ。）　協定規則第75号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第９条第２項及び第３項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第７改訂版の規則4.（4.3.及び4.4.を除く。）及び6.（6.1.及び6.3.にあっては同規則に規定するステージ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第３項の規定による判定を行う場合及び法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第２改訂版補足第７改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第２改訂版補足第７改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

イ　協定規則第117号に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ

ロ　80km／ｈ未満の速度に対応する速度区分記号によって識別される空気入ゴムタイヤ

ハ　協定規則第117号に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「ＰＯＲ」と表示された空気入ゴムタイヤ

ニ　前号ハに掲げる空気入ゴムタイヤ

ホ　予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ

第十一条第四項中「前項第２号」を「前項第１号」に改め、同条第五項中「応急用スペアタイヤ」を「応急用スペアタイヤ（通常の走行条件の車両に装着されることを目的とした空気入ゴムタイヤとは異なり、限定された走行条件の下で応急的に使用されることを目的とした空気入ゴムタイヤをいう。）」に、「タイヤの構造」を「空気入ゴムタイヤの構造」に、「タイヤの大きさ」を「空気入ゴムタイヤの大きさ」に、「タイヤの空気圧」を「空気入ゴムタイヤの空気圧」に、「タイヤの性能」を「空気入ゴムタイヤの性能」に改める。

第十五条第二項第一号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改め、同条第四項中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に、「附則３の9.」を「附則３の規則9.」に改め、同条第六項第一号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第十五条の二第二項及び第十六条第二項第一号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第十六条第一項第二号ホ中「大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車」に改める。

第二十条第一項第一号を次のように改める。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器検査を受けたことのないガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第７条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　刻印等（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第２項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示をいう。以下同じ。）が当該容器になされているもの

(3)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第２条第12号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。）であって、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器検査の方法等を定める告示（平成９年通商産業省告示第150号。以下「容器則細目告示」という。）第１条第２項第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの